

令和8年度（2026年度） 下関市国内販路開拓事業新商品開発補助金

【概要資料】

【補助金の概要】

「おいしも！たのしも！」プロジェクトのブランドコンセプトに基づき、外部専門家の支援を受けながら「おいしも！たのしも！」認定商品の象徴となりうる新商品の開発を行う市内の中小企業者に対し、当該開発に係る経費の一部を補助します。

【応募期間】

2026年6月1日（月）～7月6日（月）

【問い合わせ先】

下関市産業振興部産業振興課

住 所：〒750-0006

下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

電話番号：083-232-7214

2026年6月

下関市産業振興部産業振興課

【 目 次 】

I	本事業について	1
1	目的	1
2	補助対象者	3
3	補助対象事業	3
4	補助対象期間	4
5	本事業のスキーム	5
6	補助対象経費	6
7	補助金の額	7
8	応募手続の概要	7
II	事業計画書の様式	10

I 本事業について

1 目的

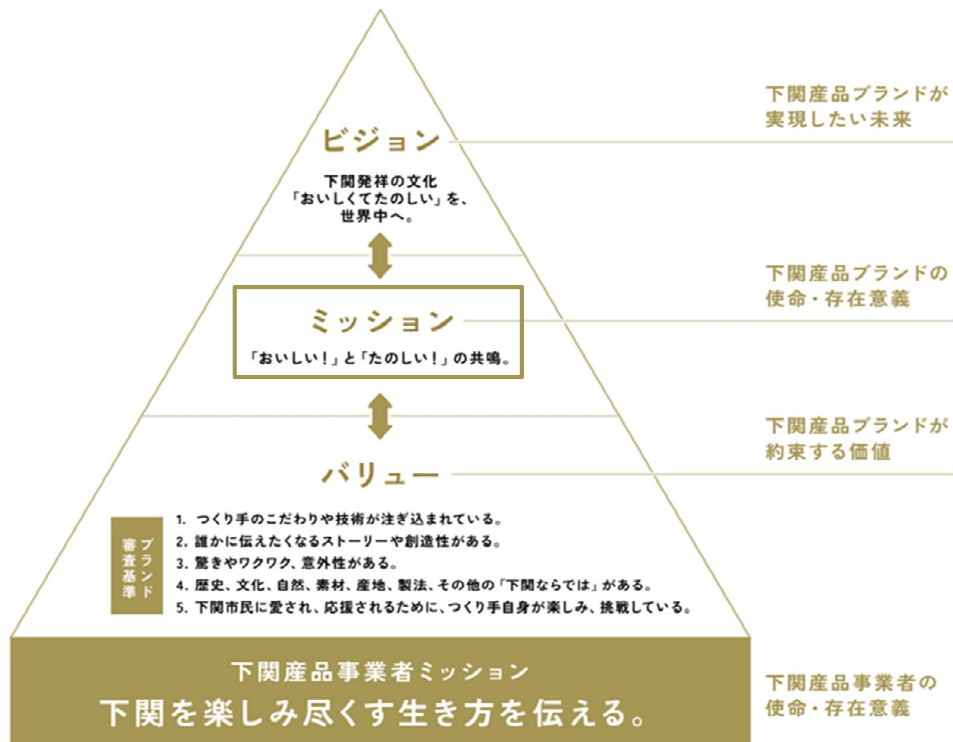
「おいしも!たのしも!」プロジェクトのブランドコンセプトに基づき、「おいしも!たのしも!」認定製品の象徴となりうる新商品の開発を行う中小企業者に対し、当該開発に係る経費の一部を補助することにより、下関製品の市内外への認知度を高めるとともに、コアな顧客基盤に加えて新たなファン層の獲得により販路を開拓し、本市の基幹産業の更なる活力創造を図ることを目的とします。

「おいしも!たのしも!」プロジェクトとは

下関のおいしい製品たちを、日本中、世界中に広めていくプロジェクトです。

「食×遊び」「食×お祭り」「食×歴史文化」などを通じて、日本中、世界中から人が集まる「おいしくてたのしいまち、下関」を目指し、市民や事業者のみなさんと一緒に活動していきます!

【ブランドコンセプト・下関産品事業者ミッションの体系図】



「おいしも!たのしも!」認定製品とは

上記のブランドコンセプトに基づき、市が認定する食料品及び飲料をいいます。

下関産品のミッション：「おいしい」と「たのしい」の共鳴。

山口県下関市。

本州の玄関口として海運業や貿易業が栄え、

世界中からモノが集まり、おいしいものはもちろん、

さまざまな新しいものにたくさん触れられるまちでした。

それが、下関の人たちの心の豊かさや経済的な豊かさを育んでいったことはまちがいありません。

実は、今も変わりません。下関にはおもしろい会社が
いっぱいあります。

おもしろい人がいっぱいいます。

おいしいものだって、まだまだたくさんあります。

下関愛にあふれる人。

まだない商品を生み出そうと夢中な人。

歴史や文化に根付いたストーリーある商品を創る人。

こだわり抜いた製法でたくさんの家庭の味を支える人。

そんな人たちがつながり、力を合わせ

「食×遊び」「食×お祭り」「食×歴史文化」といった

さまざまな「おいしい×たのしい」を生み出せるまちです。

おいしいと、たのしい。おいしいから、たのしい。

人と人のあいだにそんな時間を生み出せるのは、
つくり手のこだわりや技術を注ぎ込んだ「本物」だから。

思わず伝えたいくなるストーリーがあるから。ちょっとした非
日常があるから。

「あれもこれも」といったワクワクがあるから。

暗いニュース、正解のない社会問題。先行きが不透明な未来。

心の中にあるモヤモヤを少しでも晴らすために、下関の

「食」ができること。

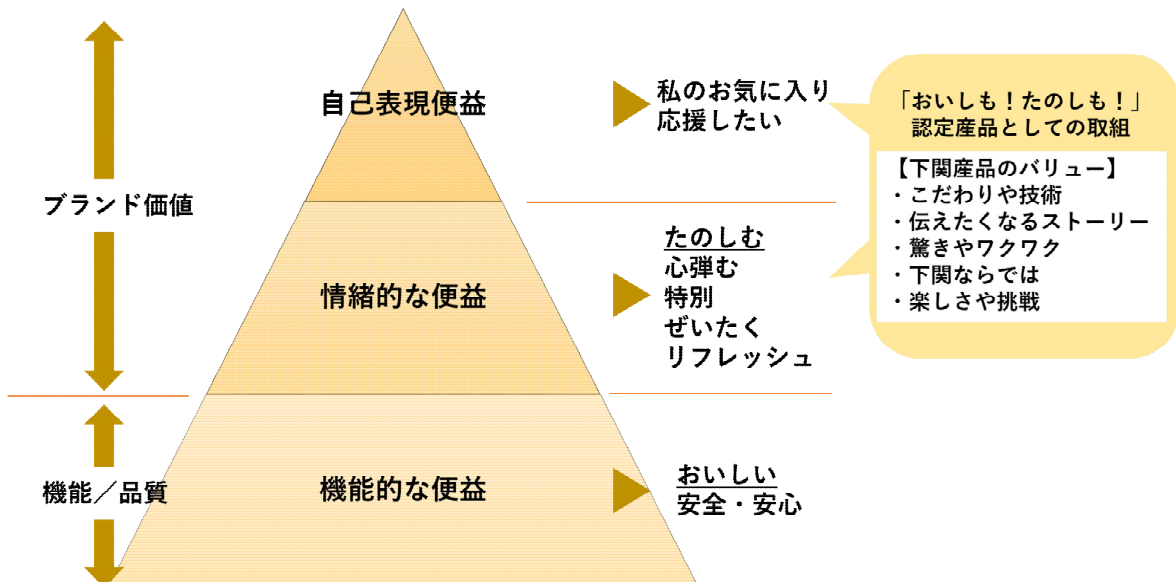
それは、みなさんの家庭に、遊びに、お買い物に、

「おいしい」と「たのしい」が共鳴する瞬間をつくり続ける
ことです。

やがて「おいしくてたのしい」は下関発祥の文化として、
世界中に広がり、日常に笑顔を増やしていきます。

世界中から人が集まる「おいしくてたのしいまち、下関」。

それが、下関市の産品たちが実現したい未来です。



2 補助対象者

国内販路開拓事業新商品開発補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、中小企業者（企業組合等を含む。）であって、次の要件を全て満たすものであることが必要です。

- (1) 下関市内に本社又は主たる事業所を有し、食料品又は飲料を製造する（他者に委託をして製造する場合を含む。）もの
 - (2) 市税に滞納がないもの
 - (3) 代表者又は役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないもの
 - (4) 「おいしも！たのしも！」プロジェクトに賛同し、下関産品事業者ミッションに基づいて「おいしも！たのしも！」事業者ワーキンググループ、「おいしも！たのしも！」プロジェクトのプロモーションイベント等に積極的に参画する意思のあるもの
 - (5) 補助対象事業による新商品の開発後に、市長が別に定める所要の手続を経た上で、当該新商品が「おいしも！たのしも！」認定産品となることに同意するもの
- ※（1）における「主たる事業所」とは、従業員数や売上高、生産高等から勘案し、本店に準ずる規模を有していると認められる事業所をいいます。

3 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、次の要件を全て満たすものであることが必要です。

- (1) 「おいしも！たのしも！」プロジェクトの趣旨を理解した上で、「おいしも！たのしも！」認定産品の象徴となりうる新商品の開発、当該開発に必要なテストマーケティング等を行う事業であること。
- (2) 商品開発に関して、ブランディング、マーケティング、食品表示等に関する外部専門家からの支援を受ける事業であること。
- (3) 分析機関等において、成分分析を受けること。ただし、市が同等の根拠があると認める場合は、この限りではありません。

「新商品の開発」について

既に商品化されているものであっても、商品化後おおむね1年以内であり、本事業によって当該商品の改良を行う場合については、「新商品の開発」とみなします。

【補助対象外事業】次に掲げる事業は、補助対象外とします。

- ・新商品の開発そのものを外注又は委託し、企画だけを行う事業
- ・公序良俗に反する事業

【外部専門家】とは

「おいしも!たのしも!」プロジェクトのブランドコンセプトを理解した上で、主に開発商品におけるマーケティングや商品デザインにおけるコンセプト設計、食品表示等について、事業者への支援ができる者を指します。

例として、開発商品の市場ニーズ、ターゲット層を明確に定めたパッケージ等のデザインに関するアドバイスを業として実施している者や、事業者が想定しない商品価値を再発見し、それを踏まえ商品開発及び販路開拓に関するアドバイスを業として実施している者、食品表示に関する商品の表示作成や確認のサポートを業として実施している者を指します。

そのため、次の例による者は外部専門家の対象外とします。

- 単に商品の販路拡大のみを目的とした展示会、商談会等の企画や調整を図る者
- 商品開発に関する事業計画書（申請書類）の作成のみ支援をする者
- 分析機関等への商品（原料）の成分分析のみを行う者
- 単にパッケージをデザインするだけの者

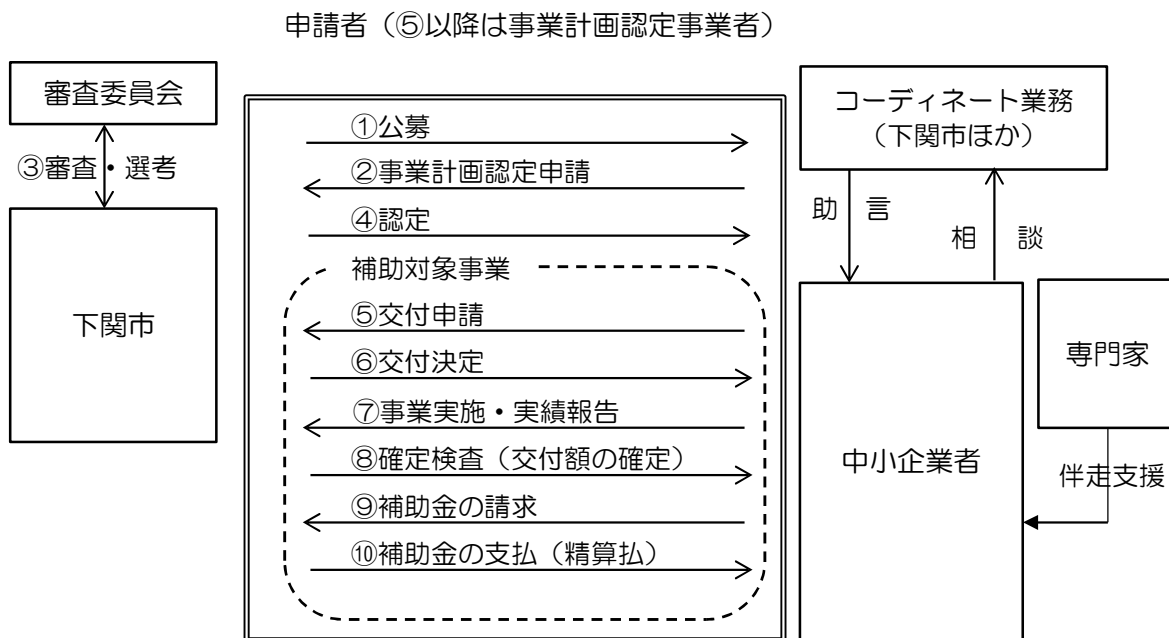
※外部専門家については、自者以外の者（県外在住者も含む。）であり、個人、法人を問いません。

4 補助対象期間

補助対象期間は、補助金の交付を決定した日から翌年3月31日までとします。

5 本事業のスキーム

(1) スキーム図



※補助金の支払は、単年度の精算払とし、概算払は認められません。

※交付申請をしようとするときは、事前に市から事業計画の認定を受ける必要があります。

(2) スケジュール

項目	日程
①公募	令和8年6月1日(月)から
②事業計画申請	令和8年7月6日(月)まで【必着】
③書面審査	7月中旬～7月下旬
④認定	7月下旬～8月上旬
⑤交付申請	8月上旬～中旬
⑥交付決定	8月上旬～中旬
⑦実績報告	補助対象事業の完了した日から20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに報告が必要
⑧確定検査	検査及び支払手続により、補助金の交付は、今年度の実績報告後、1か月程度の期間が必要
⑨補助金の請求	
⑩補助金の支払	

6 補助対象経費

補助対象事業を行うに当たり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は、次の表に掲げる経費のうち、明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

- ・証拠書類は、補助対象事業の完了した日の次の4月1日から5年間保管が必要です。
- ・交付決定日以降に契約・発注を行い、支払を終えた経費のみが対象となります。

【対象経費の区分】

経費名	補助対象経費（例）と留意点
1 コンサル料	ブランディング、マーケティング、食品表示等に関する外部専門家の活用に要する経費
2 事業費	
(1) 原材料費	<p>新商品の開発等に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費</p> <p>【留意点】 販売を目的とした最終製品の原材料費は補助対象外とします。</p>
(2) 委託・外注費	<p>分析機関等への細菌、賞味期限等の検査、成分分析、研究・試験開発等に要する経費</p> <p>パッケージデザイン等委託費、試作品等の外注加工費</p>
(3) 産業財産権等取得費	<p>新商品に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権の取得等に要する経費</p>
(4) 展示会等催事出展費	<p>新商品の開発に必要な展示会出展等のテストマーケティングに要する経費</p> <p>【留意点】 対象となる旅費（交通費、宿泊費及び日当等）は、企業等の旅費規程等に基づくものであり、かつ、常識の範囲を超えないものであること。 グリーン車、ビジネスクラス等の特別付加料金は補助対象外とします。 補助対象とすることができる額は、展示会等催事出展費を除く補助対象経費の合計額を限度とします。</p>
(5) その他	<p>印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、手数料、使用料及び賃借料、消耗品費など</p>

【補助対象経費全般に関する留意点】

(1) 上記の表に該当する経費であっても、直接販売活動につながる経費については、補助対象外となります。

(例示)

- ・主として販売のための原材料仕入れ、商品仕入れとみなされるもの（原材料費）
- ・主として商品の売買を目的としたパッケージ製作費（その他）

(2) 補助金の対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含みません。

(3) 補助対象経費に該当する経費であっても、本市の他の補助制度の採択を受けた場合で、重複する補助対象経費については、補助対象外とします。

(4) 国庫補助金等本市以外の他の補助制度の適用を受けた場合は、当該交付決定を受けた補助額を除いた額を補助対象経費とします。

7 補助金の額

補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数切捨て）とし、一の事業につき100万円を上限として交付します。なお、補助金の額が30万円未満であるときは、補助金を交付しないこととします。

8 応募手続の概要

(1) 受付期間

令和8年6月1日（月）～ 7月6日（月）

※郵送の場合は、7月6日**必着**

(2) 提出方法

応募に必要な書類を下関市産業振興部産業振興課へ持参又は郵送により提出してください。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時までとなります。郵送の場合は、簡易書留郵便としてください。

〒750-0006

下関市南部町 21 番 19 号 下関商工会館 4 階

下関市産業振興課 工業係（TEL:083-232-7214）

(3) 申請書類

応募に当たっては、次に掲げる書類を作成し、提出してください。

ア 申請書類

- ①国内販路開拓事業新商品開発計画認定申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）

- ③事業収支予算書（様式第3号）
- ④直近の貸借対照表及び損益計算書
- ⑤市税を滞納していないことを証明する資料
- ⑥食品営業許可証の写し（他者に委託をして新商品を製造しようとする場合の当該委託先の事業者の食品営業許可証の写しを含む。）
- ⑦同意書（様式第4号）（他者に委託をして新商品を製造しようとする場合に限る。）
- ⑧事業を進める上で、支援を受ける専門家の実績が確認できる資料（【参考】専門家支援実績をご参考ください。）

イ 申請部数 1部

※提出書類や追加説明資料は、審査のためにのみ使用いたします。なお、提出された書類は返却いたしません。

(4) 審査方法・基準

事業計画の審査は、次の評価項目に基づき、外部有識者等により構成される事業計画認定審査委員会において審査を行います。なお、審査方法は、書類による審査を行います。（7月中旬から7月下旬予定）

評価項目	評価事項
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容は事業者が有する従業員数や技術等を踏まえて実現可能なものか。 ・売上計画や資金計画等が具体的で実現可能なものか。 ・実現可能なスケジュールであるか。
市場性	<ul style="list-style-type: none"> ・市場ニーズ・市場規模等を考慮した計画となっているか。 ・顧客ターゲットが明確であるか。
収益性	<ul style="list-style-type: none"> ・価格や量目等はターゲットとする顧客に照らして適当であるか。 ・収益が見込め、ビジネスとして継続性が見込める事業であるか。 ・一定の販売先が確保されているか。 ・将来的に域外への需要の開拓が望める事業であるか。
ブランド コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・開発商品は、既存・競合商品等に比べ、「おいしい!」、「たのしい!」、「文化の創造」の観点での独自性・優位性（アイデア的、ストーリー的な視点）があるか。 ◇「おいしい!」 <u>つくり手のこだわり</u> 下関への想いや商品への想い、製法や素材のこだわりや独自の考え方などが商品にどのように反映されているか。 <u>良好な下関の素材や、独自性、卓越感のある製法</u> 下関の良好な素材の使用、独自の技術や卓越した製法を用いているなど、下関が誇る資源・資産等を活用しているか。 <u>家族や友人におすすめしたくなるおいしさ</u>

	<p>家族や友人などの大切な人や親しい仲間につい勧めたくなるような感動的なおいしさ、自分自身がリピートしたくなるようなおいしさがあるか。</p> <p>◇「たのしい！」</p> <p><u>ストーリーや創造性、それを伝える工夫</u></p> <p>商品が生み出された背景や、商品を生み出そうと思った「志」といったストーリー、そのストーリーや商品そのものに唯一無二の創造性がある。ネーミングやパッケージ等、あるいは商品そのものを通じて伝えるための工夫をしているか。</p> <p><u>驚きやワクワク、意外性</u></p> <p>見る人、触れる人、食べる人がワクワクするような味、デザイン、仕掛け等がある。従来の商品イメージを変えるような新しい組み合わせやアレンジ、食べ方等がある。あるいは、上記のような価値創造に挑戦しているか。</p> <p><u>歴史、文化、自然、産地、製法、その他「下関ならではの」もの</u></p> <p>下関の歴史、文化、自然、観光資源との掛け算がされていたり、地域で培ってきた伝統の製法など、「下関ならではの」と感じられるポイントがあるか。</p> <p>◇文化の創造</p> <p><u>下関市民に愛され、未来へと紡ぐべき価値</u></p> <p>下関市民に愛着を持たれ、下関市民の誇りを醸成するなど、未来の下関へと紡いでいきたい価値を有しているか。</p>
--	--

(5) 事業計画の認定（7月下旬から8月上旬予定）

事業計画の認定の決定後、応募者全員に対して、審査結果の通知を送付いたします。事業計画が認定された事業者は、別途補助金の交付に係る申請手続きを行っていただきます。

認定事業計画については、企業名、代表者名、住所、業種、事業名、事業概要等を公表することがあります。

※審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

(6) その他

事業計画が認定された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

開発商品について、「おいしも！たのしも！」プロジェクトの市民PRアンバサダーによる取材を行うことがあります。

Ⅱ 事業計画書の様式

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地 _____
申請者 名称 _____
代表者名 _____

国内販路開拓事業新商品開発計画認定申請書

「おいしも！たのしも！」認定産品に係る新商品の開発について、下関市国内販路開拓事業新商品開発補助金交付要綱第8条の規定により、事業計画の認定を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。なお、この申請に当たり、同要綱第4条に定める補助対象者の要件を満たしていることを誓約します。

関係書類

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 事業収支予算書（様式第3号）
- 3 直近の貸借対照表及び損益計算書
- 4 市税を滞納していないことを証明する資料
- 5 食品営業許可証の写し（他者に委託をして新商品を製造しようとする場合の当該委託先の事業者の食品営業許可書の写しを含む。）
- 6 同意書（様式第4号）（他者に委託をして新商品を製造しようとする場合に限る。）
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

事業計画書

1 事業者名等

事業者名		代表者名	
担当者名		T E L	
E - m a i l		F A X	
所在地			
設立年月日	年 月 日	資本金	千円
従業員数		売上高(直近)	千円
業 種		業務内容	

2 総括表

事業名		
事業概要		
商品概要	商品名	
	主原料産地	
	内 容 量	
	小売価格(税込)	
	賞味/消費期限	
	保 存 方 法	
事業実施期間	年 月 日 ~	年 月 日

3 事業内容

事業目的

アピールポイント

- ①下関への想い、製法や素材のこだわり、独自の考え方

- ②良好な下関の素材や、独自性、卓越性のある製法

- ③家族や友人におすすめしたくなるおいしさ

- ④ストーリーや創造性、それを伝える工夫

- ⑤驚きやワクワク、意外性

- ⑥歴史、文化、自然、産地、製法、その他「下関ならではの」もの

- ⑦下関市民に愛され、未来へと紡ぐべき価値

- ⑧その他

事業計画に係る商品の売上収支見込

(単位：千円)

	1年目 (年 月期)	2年目 (年 月期)
売上高①		
うち域外		
売上原価（仕入高）②		
販売費及び一般管理費③		
②、③のうち減価償却費 (新規設備投資が有の場合)		
営業利益（①－②－③）		

事業を実施する際の連携体制

事業実施スケジュール

様式第3号（第8条関係）

事業収支予算書

（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

1 収入の部

経費区分	金額（円）	備考
補助金		
借入金		
自己資金		
その他		
合計		

2 支出の部

経費区分		金額（円）	経費の説明・積算内訳
補助 対象 経費	コンサル料		
	事業 費		
補助 対象 外 経費			
合計			

- (1) 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いて記載し、1,000円未満を切り捨てること。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（上限額：100万円）を記載すること。
- (3) 補助対象経費のうち事業費の経費区分は、下関市国内販路開拓事業新商品開発補助金交付要綱の別表に掲げる区分の内容と同じ用語を使用すること。
- (4) 収入の部の合計額と支出の部の合計額とを一致させること。

様式第4号（第8条関係）

同意書

所在地 _____
申請者 名称 _____
代表者名 _____

申請者が開発しようとする商品について、下関市から国内販路開拓事業新商品開発補助金に係る事業計画として認定された場合で、下関市が定める所要の手続を経た後に「おいしも！たのしも！」認定製品となったときは、当社が当該商品を製造することに同意します。

年 月 日

(宛先) 下関市長

所在地 _____
製造者 名称 _____
代表者名 _____ (印)

(自署した場合は代表者印の押印不要)